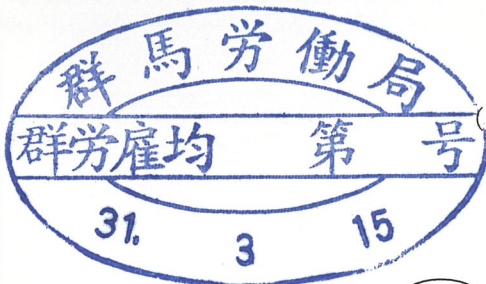


一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 2019 年 3 月 14 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな) か) ぼるてつくすせいぐん
一般事業主の氏名又は名称 株式会社ボルテックスセイゲン(ふりがな) たけい ひろし
(法人の場合) 代表者の氏名 武井 宏住 所 〒379-0133
群馬県安中市原市432番地

電 話 番 号 027-382-3333



一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 488 人
 〔男性労働者の数 396 人
 女性労働者の数 92 人〕
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 2019 年 3 月 13 日
3. 変更した場合の変更内容
 ① 一般事業主行動計画の計画期間
 ② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 2019年4月 1日 ～ 2022年3月 31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 ① 事業所内の見やすい場所への掲示
 ② 書面の交付
 ③ 電子メールの送信
 ④ その他の周知方法
 （ ）
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 ① インターネットの利用（自社のホームページ／女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 （ ））
 ② その他の公表方法
 （ ）
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 ① インターネットの利用（自社のホームページ／女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 （ ））
 ② その他の公表方法
 （ ）
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
 （1）基礎項目の状況把握・分析の実施 （ 済 ）
 （2）選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）
 （ 各職階の労働者に占める女性労働者の割合および
 役員に占める女性の割合 ）

一般事業主行動計画の担当部局名

人事部

(ふりがな)
担当者の氏名からさわ ひとし
唐澤 仁志

9. 達成しようとする目標及び取組の内容の概況（一般事業主行動計画を添付する場合は記載省略可）

（１）達成しようとする目標の内容（分類について（２）の表左欄の数字を記載。数値目標で代表的なもののみを記載。）

分類
① ⑤

①業務職の女性採用を 6 名以上とする（2 名×3 年）

⑤正社員への転換制度を 10 名とする（年間 10 名）

（２）女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

達成しようとする目標に関する事項（分類）	女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項（例示）
① 採用に関する事項	ア 採用選考基準や、その運用の見直し イ 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報 ウ 一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 エ 一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用 オ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施 カ その他 （ 社内認可保育園を P R ）
② 継続就業・職場風土に関する事項	ア 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発 イ 上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進 ウ 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底 エ 若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施 オ 育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等 カ 短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現 キ その他 （ ）
③ 長時間労働の是正に関する事項	ア 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信 イ 組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ ウ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価 エ 管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価 オ 労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成 カ チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底 キ その他 （ ）

④ 配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項	ア 従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与 イ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング ウ 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介／ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会の設定等によるマッチング エ 職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援 オ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施 カ その他 ()
⑤ 多様なキャリアコースに関する事項	ア 採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けたコース別雇用管理の見直し（コース区分の廃止・再編等） イ 一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 ウ 非正社員から正社員（※）への転換制度の積極的運用 エ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施 オ その他 ()

（※）「非正社員」とは、正社員以外の者をいうこと。

「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条の「通常の労働者」をいうこと。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金形態等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断するものであること。

2019年4月1日

株式会社ボルテックスセイグン(女性活躍)行動計画策定

女性社員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2. 課題

- (1) 職種は事務職が多く、運輸／業務は取扱製品の影響により応募者が少ない
- (2) 女性が長く働ける雇用管理体制

3. 目標

目標1：業務職の女性採用を6名以上とする（2名×3年）

<対策>

- 2019年4月～女性の応募者を増やす為、社内説明資料（DVD、パンフレット）の内容を見直し、改定
- 2020年4月～社内広報誌を活用した周知・啓蒙の実施
～企業HP、求人誌を活用した周知・啓蒙の実施
- 2020年7月～女性を対象とした職場見学会を年1回以上開催

目標2：正社員への転換制度を10名とする（年間10名）

<対策>

- 2019年4月～上記目標1による雇用拡大に伴い、定期的な教育研修、フォローアップ面談を実施
- 2019年10月～正社員登用制度に伴い正社員化を実施（4月、10月時登用）
- 〃 対象者への人事制度説明会を実施

目標3：在宅勤務やテレワークの利用率を、男女ともに（対象となる層の）70%以上とする

<対策>

- 2019年4月～所定外労働の原因の分析等の実施
- 2020年4月～管理者への導入説明会を実施（規程類整備）
- 〃 ①対象者への導入説明会を順次実施
②各部署における問題点の検討及び検討及び研修の実施

以上

<女性活躍に関する情報公開>

2020年5月26日現在

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 労働者に占める女性労働者の割合

	管理事務	業務(倉庫・包装)	運輸
合計	118	141	144
男性	75	126	138
女性	43	15	6
人員割合 %	36.44%	10.64%	4.17%

(2) 管理職に占める女性労働者の割合

	部長	所長	副所長	課長	係長
合計	6	4	4	29	55
男性	6	4	4	28	52
女性	0	0	0	1	3
職制割合 %	0.00%	0.00%	0.00%	3.45%	5.45%
全体割合 %	0.00%	0.00%	0.00%	0.25%	0.74%

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

・男女の平均継続勤務年数の差異

	5年～	10年～	15年～	20年～	25年～	30年～	【合計】
合計	112	94	38	31	28	25	328
男性	96	70	32	27	25	25	275
女性	16	24	6	4	3	0	53
平均年齢 歳	44.8	46.1	47.7	50.3	54.5	56.5	47.7
平均勤続 年	6.11	12.08	17.03	22.02	27.06	32.03	14.11

※5年未満除く

以上